

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月19日認可した。

平成20年3月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）智田池地区
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）豆塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）札幌西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）屋敷下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）藤の木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）寺上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）木戸地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）十三塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）早本地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）井関池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）袂池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）豊稔池地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）平木地区